

様式第1号

埼玉県住宅供給公社 管理事業部マンション管理課 行

重要事項調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第6号、同法施行規則第16条の2及び第16条の4の3等により、下記物件の管理に係る重要事項について、貴公社へ依頼いたします。

調査依頼年月日		年 月 日	
依頼者	免許番号	国土交通大臣・ 知事( )第 号	
	会社名		
	所在地	〒	
	担当者	所属:	TEL ( )
氏名:		FAX ( )	
物件	名称		
	住宅番号		
	所在地		
	売却依頼主		

調査依頼項目(必要な項目にチェック☑をしてください)	発行手数料(消費税率 10%)	
	税抜金額	消費税額
<input type="checkbox"/> 重要事項調査報告書 1 修繕積立金積立総額(施行規則第16条の2項第6号関係) 2 管理費・修繕積立金等の月額(施行規則第16条の2項第6、7号関係) 3 管理費・修繕積立金等の滞納額(昭和63年11月21日建設省経動発第89条) 4 その他(当公社所定の様式により回答いたします。)	3,000円	300円
<input type="checkbox"/> 管理規約・細則の写し(白黒単色)	2,000円	200円
<input type="checkbox"/> 販売時パンフレットの写し(白黒単色) ※保管されていない場合がありますので、お振込前に必ずお電話でご確認ください。	1,000円	100円
計	円	円
合計金額		円

～ 調査依頼にかかるお手続きについて ～

- 「重要事項調査依頼書」の作成  
当公社あてお電話でお問い合わせのうえ、作成してください。  
【連絡先】TEL. 048(829)2643 (管理事業部マンション管理課)
- 手数料のお支払い  
次の口座へ手数料をお振込みください。(手数料は、御社にてご負担ください。)  
なお、領収書の発行はいたしません。振込票を領収書に代えさせていただきます。  
【振込先】埼玉県住宅供給公社(登録番号 T3030005001343)  
【振込口座】 埼玉りそな銀行県庁支店 (普通) 56793 埼玉県住宅供給公社(サイトマネジメントセンター)
- 依頼(ファックスの送信)  
作成した「重要事項調査依頼書」と前記2の振込票をあわせて、当公社あてファックスを送信してください。  
【送信先】FAX. 048(825)1869 (管理事業部マンション管理課)
- 受付  
当公社において、依頼事項及び手数料振込の確認をおこないます。  
【受付時間】月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:00
- 「重要事項調査報告書」の送付  
受付を確認後、速やかに報告書を作成し、原則としてファックスにより送付いたします。  
ただし、受付時間等の状況により、送付まで数日を要する場合がございます。